

■ 編集だより

編集後記

精神経誌の編集委員会でこの数ヶ月間議論していることに投稿に際しての倫理規定がある。研究倫理指針の改訂に伴い、症例報告に際して、個人のプライバシーをどのようにして守るかということが問題になっている。患者さんにどのような説明をして納得・同意をしてもらうか、亡くなられた患者さんの場合は同意をどのようにするのか、病識のない人の場合は代諾者でよいのか、何人以上の個人を識別しない集団であれば包括同意でよいのか、数例の複数症例の場合はどのようにするのかなど、さまざまな事例が考えられ、議論が尽きない。

精神経誌は、精神科関連の和文誌としてわが国でもっとも発行部数が多い雑誌であり、その影響力も大きい。策定された投稿規定が他の精神科関連の学術雑誌、商業誌へ影響していくことも考えられ慎重にならざるを得ないというのも本音である。

編集委員会では、全国の精神科医療機関などで経験された貴重な症例報告を多くの会員と共有して、ひいては臨床のレベルを少しでも向上したいという学術的な意図があり、雑誌の中に症例報告を増やしたいと考えている。厳格すぎる規定にすると、学術・研究の発表が困難になることも起こりうるので、慎重な審議となっている。

昨今、研究倫理規定も世界の潮流に乗って厳しい方向に改訂されてきており、精神経誌も著者のCOI開示と同様に症例報告に際しての患者さんからの同意取得の必要性が必須になりつつある。このような改訂の背景には、医師と患者さんとの関係に変化が起こってきていることが考えられる。ややもすると、貴重な症例報告を書くことが、医師側だけの成果になっていたのではないかと反省させられる。しかし、今後は医師側もそのような発想を転換して、現在、病んでいる人の診断や治療に何らかの役に立つ、あるいは患者さんの治療に還元できる可能性があるという発想に変化をすれば、患者さんからの同意の問題も解決していくのではないかと思われる。つまり、医師・患者関係が円滑で、患者さんと医師との信頼関係が十分構築されていけば自ずと、この問題は解決していくのではないかという期待を持っている。むしろ患者さんの方から積極的に貴重な症例であるなら、他の人に役立たせてほしいという関係性が生まれるような医療ができれば理想的である。

中村 純